

日弁連総第68号

2014年(平成26年)11月7日

法務大臣 上川陽子 殿

日本弁護士連合会

会長 村越 進

勸告書

当連合会は、申立人X及び同Y申立てに係る人権救済申立事件(2011年度第17号及び21号人権救済申立事件)について調査した結果、下記のとおり勸告する。

記

第1 勸告の趣旨

1 東京入国管理局は、申立人らに対する医療上の処遇において、速やかに診療を受ける機会を提供せず、医療を提供するに当たって必要不可欠であるインフォームドコンセントを十分に確保しなかったのみならず、さらには、申立人らの診療情報の入管収容施設間における引継ぎにおいて配慮を欠く対応があった。

また、外部医療機関に関する医療上の処遇についても、速やかに外部病院での医療を受ける機会を提供せず、さらに、手錠及び捕縄に関する取扱いについても問題があった。

その上、入所時における医師による健康診断についても全く実施されていなかった。

2 入国者収容所東日本入国管理センターは、申立人らに対する医療上の処遇において、速やかに診療を受ける機会を提供せず、適正な診療を行わなかったものであり、医療を提供するに当たって必要不可欠であるインフォームドコンセントを十分に確保しなかったのみならず、申立人らの診療情報の入管収容施設間における引継ぎに対する配慮を欠く対応があった。

また、外部医療機関に関する医療上の処遇についても、速やかに無償で同機関での医療を受ける機会を提供せず、セカンド・オピニオンを求める機会を提供しなかったものであり、さらに、インフォームドコンセントも十分に確保しな

かった。

その上、入所時における医師による健康診断についても全く実施されておらず、さらに、申立人らに対して社会一般の水準と同様の水準の医療を提供していなかったにもかかわらず、速やかに仮放免許可を行わなかった。

- 3 このように、東京入国管理局及び入国者収容所東日本入国管理センターは、申立人らに対し、社会一般の水準と同様の水準の医療の提供を怠り、そのような医療へアクセスすることを阻害したのみならず、医療を受けようとする同人の意思の尊重という医療上の自己決定権をも損なったものであり、同人らの医療を受ける権利を侵害したもとのとして、人権侵害行為があったというべきである。
- 4 ところで、貴殿は、医療上の処遇を含めた被収容者の処遇について、東京入国管理局及び入国者収容所東日本センターを指導監督する立場にあったところ、これらの入管収容施設における医療体制について適切な措置を講じさせることもなかったものであり、その結果、前記のような人権侵害が生じるに至っている。
- 5 よって、当連合会は、貴殿に対し、今後、入管収容施設において同様の事態が生じることのないよう、速やかに入管収容施設における医療体制等に関する調査を行い、その調査結果を公表するとともに、その調査結果を踏まえ、別紙の事項を含む適切な医療体制の構築を行うなど、再発防止の措置を講じるよう勧告する。

第2 勧告の理由

別添「調査報告書」記載のとおり。

(別紙)

1 入管収容施設における診療について

(1) 速やかな診療の提供

入管収容施設は、被収容者から医師による診療の希望があった場合、速やかに診療願の申出の手続を行うとともに（なお、入管収容施設における診療願等の申出の手続については、収容時に被収容者に対して周知すべきである）、遅滞なく医師による診療を受けることができるようにすべきである。具体的には、被収容者から医師による診療の希望があった時点から原則として一両日中には医師による診療を受けることができるようにすべきである。また、被収容者の症状に照らし緊急を要する場合は、直ちに医師による診療を受けることができるようにすべきである。

(2) 適切な診療の提供

入管収容施設は、医師不足などの人的な問題を解消するとともに、医療機器・医薬品などの物的な問題を整備することにより、社会一般における診療と同様に、医師が適切な方法で被収容者の症状等の必要な情報を収集し、被収容者本人がいかなる傷病でいかなる状況なのかを判断し、適正な治療を行うことを確保すべきである。また、外部医療機関又は入管収容施設の医師が、被収容者に関して一定の条件での再診を指示した場合、入管収容施設は、被収容者の体調を常に把握するとともに、同条件に達した場合は、被収容者による診療の希望の有無にかかわらず、医師による再診を受けることができるようにすべきである。

2 外部医療機関における診療について

(1) 速やかな無償での診療の提供

被収容者の症状に照らし緊急を要する場合で入管収容施設の医師の意見を聴取することが困難な場合、入管収容施設内の診療によって症状の改善が認められない場合又は専門的な診療を実施できない場合には、必要に応じて適切な通訳を付した上、速やかに被収容者に対して外部医療機関での診療を無償で提供すべきである。

(2) 連行時の人格権やプライバシーへの配慮等

外部医療機関に被収容者を連行するに当たっては、被収容者の人格権やプライバシーに配慮すべきである。また、被収容者が実際に医師による診療を受けている間は、原則として手錠及び捕縄を解くべきである。

3 インフォームドコンセントの確保について

- (1) 被収容者が受ける診療に関する正確・適切な情報の提供・適切な通訳の提供
被収容者は、自らが受ける診療に関し、現在の症状及び診断傷病名、処置及び治療の方針のほか、処方する薬剤の名称、種類又は内容、服用方法、効能及び副作用等について、正確かつ適切な情報が提供されるべきであり、被収容者が日本語を解しない場合は、速やかに適切な通訳が付されるべきである（なお、適切な通訳を付すことを理由として速やかな診療が妨げられてはならない）。
- (2) セカンド・オピニオンを受ける機会の保障

入管収容施設は、被収容者が外部医療機関による診療を希望するなど、入管収容施設の医師による診療の内容や方針に不服を有している場合は、被収容者が入管収容施設の医師以外の医師のセカンド・オピニオンを求める機会を保障すべきである。

4 診療・処方薬の情報の引継ぎについて

被収容者を他の入管収容施設に移収する場合には、外部医療機関における情報を含む被収容者のすべての診療・処方薬の情報が、移収先の入管収容施設の医師及び職員に正確かつ適切に引き継がれるべきである。

5 健康診断について

入所時及び長期の被収容者については少なくとも半年ごとに、レントゲン検査、血液検査、尿検査を含む医師による健康診断を実施すべきである。

6 仮放免許可について

被収容者が入管収容施設及び外部医療機関での診療によって社会一般の水準と同様の水準の医療の提供が受けられない場合は、速やかに仮放免許可を行うべきである。